



住民税、所得税の

◎受付場所 東通村体育館
 ◎受付時間 午前：9時～11時30分
 午後：1時～4時

※体育館は午前8時15分に開館します。
 開館前には入館できません
 ※発熱等の症状がある場合は入館をお控えください

令和4年度住民税申告及び令和3年分所得税確定申告の受付が左記の日程表により行われます。
 申告が必要とされる方は、忘れずに、期間内に済ませましょう！

◎申告しなければならない方

令和4年1月1日現在、東通村に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ①前年(令和3年1月から令和3年12月まで)に収入のあった方
- ②前年に収入がない方で、被扶養者となっていない方
 ※ 収入がない旨の申告が必要です
- ③勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ④前年の途中で退職したことなどにより、年末調整をしていない方
- ⑤雑損控除や医療費控除等の控除を受けようとする方

◎申告しなくてもよい方

- ①税務署へ所得税の確定申告をする(した)方
- ②勤務先で年末調整を済ませた方で、給与以外に収入がない方
- ③年金だけの収入で源泉徴収されていない方
 ・65歳未満で年金収入98万円以下の方
 ・65歳以上で年金収入148万円以下の方

◎申告しないと・・・

- 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減の適用、国民年金保険料の減免申請が受けられない場合があります
- 介護保険料の算定、保育料の算定、村営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れや奨学金の借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません

◎申告時のお願い

- 申告会場は大変混雑しますので、必ずご自分の地区に割り当てられた日に申告を行うようお願いします。
- ・午前中は大変混雑します。午後からの受付もご利用ください。
- ・割り当てられた日に申告できない場合は、税務住民課までご相談ください(割り当てられた日以外に申告に訪れた場合、受付できない場合があります)。
- ・申告受付期間中は、税務住民課職員が申告受付のため役場庁舎内に不在の場合がありますので、証明書発行以外でご相談等がある場合には、月曜日の来庁又は事前のご連絡をお願いします。

◎申告受付日程表

月	日	曜	対象地区
2月	15	(火)	褒部・岩屋・尻屋
	16	(水)	石持・蒲野沢・桑原・東栄・稲崎
	17	(木)	向野・鹿橋・上田代・下田代
	18	(金)	砂子又・上田屋・下田屋・豊栄・一里小屋・石蔵平
	※19(土)・20(日)・21(月)・・・申告受付なし		
	22	(火)	大利・早掛平・目名
※23(水)・・・申告受付なし			
3月	24	(木)	尻労・猿ヶ森
	25	(金)	入口・古野牛川・野牛
	※26(土)・27(日)・28(月)・・・申告受付なし		
	1	(火)	小田野沢(1班～4班)
	2	(水)	小田野沢(5班～8班)
	3	(木)	小田野沢(9班～12班)
	4	(金)	老部(1班～5班)
	※5(土)・6(日)・7(月)・・・申告受付なし		
	8	(火)	老部(6班～10班)
9	(水)	白糠(下馬坂・向流)	
10	(木)	白糠(浜通・宇田・明神ノ上・押付)	
11	(金)	白糠(赤平・砂端)	

給与収入または年金収入のみの方については、申告期間前でも役場庁舎(税務住民課)で以下のとおり受付いたします。

期間：2月7日(月)～9日(水)
 時間：午前9時から午後5時

※ 申告受付期間中は特別の許可を受けて所得税の確定申告書を作成しております。そのため、受付期間を過ぎると、役場では所得税の確定申告書の作成ができなくなります。その場合、ご自分で税務署に申告書を出いただくほか、無申告加算税や延滞税が生じる場合もあります。

申告受付を行います

◎申告に必要なもの

①所得が確認できるもの

- 給与所得者、年金所得者
 - ・源泉徴収票の原本(複数ある場合は全て)
- 漁業、農業等の事業所得者
 - ・簡易決算書又は収支内訳書
 - ・収入及び経費が分かる帳簿及び水揚証明書、出荷証明書、領収書など
 - ・預金通帳等

②所得控除が確認できるもの

- 医療費控除
 - ・領収書、支払証明書など
(受診者及び病院ごとに集計されていない場合は受付いたしません。必ず事前の集計をお願いします。)
- 生命保険料控除、地震保険料控除
 - ・控除証明書
- 社会保険料控除
 - ・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料等の領収書など支払額がわかるもの
- 障害者控除
 - ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書(健康福祉課で交付を受けてください)
- 住宅取得控除
 - ・借入金年末残高証明書など

③印鑑

④預金通帳

(所得税を口座振替で納税する場合、銀行印も必要です)

⑤確定申告書(税務署から送付されている場合)

⑥マイナンバーカード(個人番号カード)などの本人確認書類

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、本人確認に使用するため、申告会場にご持参ください。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号と本人確認ができる以下の書類等をご準備ください。

マイナンバー(個人番号)確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り) <p style="text-align: right;">などのうち、いずれか1つ</p>



身元確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の被保険者証 ・障害者手帳 <p style="text-align: right;">などのうち、いずれか1つ</p>

⑦電子申告・納税等に係る利用者識別番号のわかるもの

- ・令和2年分の確定申告から、「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」が必要となっています。
- ・過去に申告を行っていて、既にお持ちの方は利用者識別番号のわかる書類を申告会場にご持参ください。
- ・これまでに申告をしたことが無い場合など、利用者識別番号を新たに取得する必要のある方は、以下の方法で事前に取得し、通知書等を申告会場にご持参ください。
 - むつ税務署(☎:22-3294)にお問い合わせの上、窓口あるいは郵送での手続きによる取得。
 - インターネットから取得。 ※「国税庁 利用者識別番号 取得」で検索
 - 申告前まで(2月8日まで)に役場税務住民課窓口で取得

新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため、マスク着用・体温計測・手指消毒等に御理解と御協力をお願いいたします。



帳簿がないと申告受付できません!

事業所得(農業・漁業等)のある方の申告受付には、収入・経費がまとめられた「帳簿」のほか、

「簡易決算書」又は、「収支内訳書」が必要です。

平成26年1月から事業を営む全ての方に、収入や経費を帳簿に記帳することと、その保存が義務付けられました。

そのため、申告受付の際には、日々の売上げや経費が記帳された「帳簿」と、その内容をまとめた「簡易決算書」又は「収支内訳書」が必要です。

帳簿等の提出がない場合、

申告受付ができません。

必ず事前の作成をお願いします。

※「簡易決算書」には、様式の定めがありませんので任意の様式で構いません。ただし、1年分の収入及び経費(科目別)がまとめられている必要があります